



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第49号
2024年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ 新しい中高生を迎えて思うこと	山田 庸男	3
▶ 東京・感謝の夕べ	松久 僚成	4
▶ 近況報告		
家事審判における抗告の理由	増田 広充	6
法律とは何か	三好 吉安	6
田植え見学	林 友宏	7
▶ 大阪関連トピック		
1年後に迫った大阪・関西万博	渡部真樹子	8
公式キャラクターと二次創作	戀田 剛	9
建築コスト上昇と価格転嫁	越知 覚子	10
カジノ規制のあり方	森 瑛史	11
自動運転と民事責任について	柴田 大樹	12
▶ 改正法コーナー(嫡出推定制度の見直し)	深谷 祐	13
▶ 独禁コーナー	辻 映穂	14
▶ 知財コーナー	甲斐 一真	16
▶ 超高齢社会と法律	犬飼 一博	18
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	20
▶ 隣接士業紹介		21
▶ 近時の注目判例	森田 啓正	22
▶ 健康一口メモ	小杉 圭右	24

暑中お見舞い申し上げます



代表社員弁護士
大森 剛

本年は、年明け早々能登半島で地震が発生し、多数の人命が失われ、いまだ避難生活を強いられている方々がおられます。心から哀悼の意を表するとともにお見舞い申し上げます。

また、国外ではロシアによるウクライナ侵攻はまだまだ続いているほか、イスラエルとパレスチナのカザ地区を支配するハマスの紛争も激化の二途をたどっており、女性や子どもも含め尊い命が日々失われています。

また、経済面では、内外金利差を理由とした円安が進み、日銀もようやくゼロ金利政策を解除しました。もともと、金融緩和政策は継続するとの日銀総裁の発言を受けてか、ますます円は売られ、一時は160円という34年ぶりの円安を記録しました。こうした円安の影響で国内の物価が上昇し、名目上の賃金は上昇基調にあるとはいえ、実質賃金は対前年比マイナスが続いており、物価高騰に賃金上昇が追いつかず、家計が悪化する状況となっております。まさに円安と原料高が台所を直撃しています。また、コロナ禍を乗り越え、景気は全体的に回復基調にあるとされている一方、円安による原

材料の仕入れ価格高騰に加え、コロナ融資の返済開始などにより、昨年来、企業倒産が増加傾向にあり、今後も増加していくものと予想されています。

このように我が国の経済は依然として混迷状態で厳しい状況にありますが、本号では大阪を特集しているということもあり、これにちなんで、大阪の経済に目を向けてみたいと思います。

大阪府の経済力は、前回の大阪万博が開催された1970年がピークでしたが、その後50年間、特にバブル崩壊後1990年以降、経済の地盤沈下が続いていると言われています。

大阪府、東京都、愛知県の県内総生産の全国構成比や、法人所得の推移を比較してみると大阪経済がいかに元気がないかが分かります。

県内総生産については、大阪府は1970年には102%のシェアを有していましたが、2020年には71%に落ち込み、64%から71%へとシェアを伸ばした愛知県とほぼ横並びの状態となっております。また法人所得についても、全国に対

して東京都の占める割合がこの50年ほど変わらないのに対して、大阪府は、1970年には全国の法人所得の17%を占めていたにもかかわらず、2020年には、75%にまで落ち込んでおり、東京都との格差は一目瞭然です。

このように大阪経済が落ち込んだ理由としては、かつて経済を牽引していた家電産業や一般機械産業が輝きを失い、それを補うべき情報産業などの非製造業が伸びなかったこと、大企業や商社、金融機関などが本社機能を東京に移したことなどが挙げられています。

こうした中、来年開催される万博が大阪経済の起爆剤となることが期待されています。

もともと、円安による資材高騰や人手不足などにより、会場建設費が誘致段階で想定されていた1250億円から2350億円と約2倍に跳ね上がったことに加え、海外パビリオンの建設も大きく遅れているなど、課題が山積しています。



公益財団法人
きずな育英基金
代表理事
山田 庸 男

新しい中高生を迎えて思うこと

今春、10期生となる19名の高校3年生が卒業し、大学へ進学する等して新しい人生のスタートを切りました。19名の中には、努力の甲斐が報われて第一志望校に無事入学した学生も多数でした(進学先 公立大学、京都府大、慶応大、京大等)。中学3年も灘、北野、天王寺など難関校に進学することになりました。しかし、他方では、一次志望校ではなく、二次志望校に入学したり、一年浪人生活を送るこ

ととした学生も当然います。基金では、春の交流会では恒例で、卒業生をみんなで祝福する機会を設け、祝うと共に激励をすることになっています。正直、憧れの志望校に合格することはあくまでも人生の一里塚でし、むしろ、志望校に不合格になった子どもにも対し、どのようなメッセージを送るか毎年苦慮します。今年も、永い人生では必ず失敗があるもので、失敗から何を学ぶかが大切で、失敗を経験

してこそより豊かな人生が待っていることを、自分の経験を交えながら話しました。昔、発明王エジソンが知人から「どうしてそんなに次々と発明できるのか」と尋ねられ、

「失敗しても成功するまであきらめな

かったからだ」と答えたそうです。失敗から何を学び、その経験を生かすのか、これは人生の教訓だと思います。その春の交流会は、3月29日レストランミッテで100名近くの中高生と保護者、大学生で、会場が溢れかえるなかで開催しました。第一部では、毎日放送の元アナウンサー水野晶子さんに、詩人金子みすゞの詩を朗読しながら、みすゞの短い人生を語って頂きましたが、とても心に沁みる感動的なお話を聞く機会となり、子どもたちにも多くの感動を与えることができました。交流会終了後、水野晶子さんから私にお礼のメールが届きましたが、その文中で「若者たちの真つすぐな視線を浴びながら金子みすゞの作品をお届けするのは、なんとも嬉しい緊張でした。いきなり舞台上が上がっても、しっかりと声を出し、自分の夢を語ってくれる学生さんたちの力に驚愕しました。その後の皆さんの壇上でのやり取りを伺って、誰もが「みんな違って、みんないい」とそれぞれ輝きを放っていると感じました。日本はまだまだ捨てたもんじゃありませんね。心洗われる時間となりました」と記されています。

その一方、コロナ禍を乗り越え、大阪にはインバウンド需要が復活しつつあります。万博開催や先ごろ整備計画が認定された統合型リゾート(IR)の開業による国内外からの観光客の更なる増加を見据えて各種交通インフラやホテルなどの観光設備が整備されるようになれば、大阪に大きな経済効果もたらされるのが期待されます。課題はありますが、それら乗り越えて万博が成功裡に開催されることを強く期待したいと思います。

文化人類学者で、「情報産業」という言葉を初めて用いたほか、前回の大阪万博のブレイクも務めた梅棹忠夫氏は、大阪は、①実質主義(権威主義ではなく実力主義)、②商業的合理主義(リーズナブルの追求)、③未来志向(自分の実力、やり方を重視、自由で開放的、新しいアイデアの実現を図る)の3つの特徴をもつ都市であると評しています。ここまです落ち込んだ大阪経済を復活させることは、簡単なことではないと思いますが、大阪の人々が、こうした大阪気質を最大限発揮して本気で取り組み、きつとかつての大阪の復活へと繋がっていくと確信し期待しています。大阪を基盤とする当事務所も、これからも多くの人達との縁を大切に「お陰様で」と言えるように一同で頑張りたいと思います。

た。素晴らしいコメントをいただき、何より、支援している中高生たちの目が輝いていると表現されたことに、心底から基金の着実な歩みを感じる事ができました。

今年度、64名の応募者のなかから公正な審査を経て中学生5名高校生11名を支援することに決定し、更新者と併せて74名を支援対象者とします。この子どもたちが、勉学やスポーツ、芸術等の分野で新たに隠れた能力を支援することで引き出し、将来は社会のリーダーとして先達となって成長することを願っています。

きずな基金では、持続的な活動のために、ご寄付や遺贈、会員サポートなど協力者を募っていますので、ご支援をお願いいたします。



東京・感謝の夕べ



弁護士
松久僚成

本年5月22日、東京都千代田区の日比谷公園内にある日比谷松本楼にて、感謝の夕べを開催いたしました。当事務所では、定期的に感謝の夕べを開催しており、昨年10月にも帝国ホテル大阪にて感謝の夕べを開催し、多くの皆さまにご参加いただきましたが、今回は初めて、東京での開催となりました。

当事務所は、1973年に所長の山田庸男が大阪の地で「山田法律事務所」を開設し、その後「梅ヶ枝中央法律事務所」に改名後も、大阪を拠点にリーガルサービスを展開して参りました。そのため、顧問先の皆様が多くが関西にいらっしゃることもあり、これまで感謝の夕べは全て大阪での開催でした。

他方で、当事務所は2011年に東京事務所を開設し、東京を中心に関東の顧問先や依頼者の方も増えており、そこで今回は、関東におられる顧問先の皆様や、日頃より連携させていただいている税理士・社会保険労務士等の士業の方々にも感謝の気持ちを伝えたく、東京にて感謝の夕べを開催することにいたしました。

このような経緯での開催となりましたので、今回の感謝の夕べについては、関東におられる方々にお声がけいたしました。総勢で52社・86名の方々にお越しいただきました。当事務所一丸となって精進いたします。

のりか歴史ある法律事務所として誇れるよう、事務所一丸となって精進いたします。

小坂文乃社長からお話を頂戴した後、当事務所、特に東京事務所の紹介をさせていただきました。皆様にあらためて事務所全体の沿革や事務所の理念を紹介することで、梅ヶ枝中央法律事務所の弁護士としてより一層身が引き締まる思いを感じました。

また、事務所全体の紹介に続けて、弁護士の紹介もさせていただきました。

皆様の中には、日頃やりとりをする弁護士や、依頼した案件を担当している弁護士のほかに、どのような弁護士が所属しているのか、ご存知でない方もいらっしゃると思います。そこで、ご参加いただいた皆様に当事務所の弁護士の「顔」を知っていただきたく、所長の山田庸男、代表社員の大森剛及び東京事務所にて常勤で執務している弁護士それぞれについて、経歴や主な取扱分野、特徴などを紹介いたしました。今回のご紹介をきっかけに、各弁護士の強みや



代表社員の大森剛のほか、関東に顧問先や事件を多く抱える大阪事務所所属の弁護士も参加し、皆様をお迎えしました。

会場として使用させていただいた日比谷松本楼は、日比谷公園と時を同じくしてオープンし、すでに創業から120年を超えております。いわば老舗中の老舗であり、かつては革命の志士・孫文もたびたび訪れ、福田康夫総理大臣(当時)が中国の胡錦濤国家主席を招いた際の夕食会の会場となるなど、非常に歴史の深いレストランです。そのため、東京にて初めて感謝の夕べを開催するにふさわしく、ご依頼させていただきました。



実績などをふまえて、ご依頼が広がり、皆様とのつながりがより深くなりましたら幸いです。

今回の感謝の夕べは、立食形式で実施いたしました。昨今はオンラインによる打合せなども増えてきており、直接顔を合わせてお話しする機会が減っていることもあり、より多くの方とお話できるよう、立食形式とした次第です。当事務所としても、皆様と親交を深めることができ、大変感謝しておりますが、ご参加いただいた皆様同士でも非常に盛り上がり、ご参加いただいております。今回の感謝の夕べを通じて、皆様においても交流の輪が広がったのであれば大変嬉しく思っております。



当事務所は、東日本大震災が発生した2011年3月に東京事務所を開設しましたが、開設当時は林友宏弁護士と事務員1名のみであり、関東に大きくなってやゆかりもない状況でした。そのような中で、林友宏弁



また、日比谷松本楼は、特にカレーが美味しいことで有名であり、カレーチャリティーセールも開催するなどカレーを通じた社会貢献もされているレストランです。そこで、今回は、立食のビュッフェとしては珍しくカレーもご準備いただいたところ、ご参加いただいた皆様から大変好評をいただきました。

日比谷松本楼の小坂文乃社長には、同社長の曾祖父である梅屋庄吉氏と孫文との関係性をはじめ、日本と中国の交流と、これに深く関わってきた日比谷松本楼の壮大な歴史についてお話しいただきました。当事務所は日比谷松本楼の足元にも及びませんが、今後も研鑽を重ね、いつ

護士が中心となって着実に基盤を固め、多くの方とのつながりができた結果、このように東京で感謝の夕べを開催して、大勢の方にご参加いただくことができ、万感の思いです。

また、東京事務所にて常勤で執務する弁護士も5名に増えました。東京事務所の弁護士それぞれが得意分野・実績を有し、個性にあふれており、幅広く、様々なご依頼に対応しております。とはいえ、東京事務所はまだまだ成長の途中であり、これまで以上に皆様との関係性を強固にするとともに、より良いリーガルサービスを提供していく所存です。そして再び、東京で感謝の夕べを開催できるよう、精進いたします。あらためまして、感謝の夕べにご参加くださった皆様、また、素晴らしい会場とお料理をご提供くださった日比谷松本楼の皆様、この場を借りて感謝申し上げます。



近況報告

家事審判における抗告の理由



弁護士
増田 広充

本年5月に、当事務所が執筆した書籍が出版されました。

「家事審判における抗告の理由―モデル文例と実務のポイント―」という、かなりお堅いタイトルです。

弁護士等が裁判所に提出する書面のモデル文例集で、主に同業者が買ってくれることを期待して作られました。

なので、本誌でご案内するのはやや場違いという感があるのですが、私も編集担当の末席として出版に関わった関係で、少しだけご紹介したいと思います。

一般に、相続や離婚、成年後見などの家族関係に関するトラブルが生じ、それが紛争化したとき、家庭裁判所に調停を申し立てて決着を図ることが少なくありません。

調停で決着が付かない場合は、審判という手続きに移行することがあります（最初から審判の申立をする事件もあります）。

おります。ヒロインの寅子は大学の法科に所属して、常に、「法律とは何か」と考え続けます。いわく法律とは、「困っている人を」守るための毛布のようなもの」であると評し、対する友人は「武器」であるなどと答えていました。身内の刑事事件の判決を聴いた後、寅子は考え方を換え、法律とは、「道具のように使うものではなく、きれいな水の水源のようなもので、変な色を混ぜられたり、汚されたりしないように、（みんなが）守らなければならぬもの」と評しました。

私も弁護士として、ご依頼者のために、訴訟をするときなどは、法律の「勝つための武器」であるとの側面を強く感じます。他方で、最近、地方自治体の第三者委員会のお仕事を2回ほどさせていただいたのですが、利害関係が錯綜する事案において、報告書をまとめるに際しては、法律が、様々な立場にある人に対し、説得力をもって説明するための唯一無二の存在であることを意識することになり、判決後の寅子と同様の感想を抱きました。

ちなみに、裁判官が法廷で着る法服が黒いのは、黒色が、他の色に染まることはないという点において、公正さを象徴する色として最適なものであると考えられたためです（裁判所ウェブサイトで等ご参照）。

ただ、例えば、最高裁は今年、性同一性障害特例法に関して、以前の判断とは異なり、その性転換の要件が違憲であるという判断に変わりました。法解釈は時代によって変わるものであり

審判の手続きでは、裁判官が双方の主張や事実関係を踏まえ、妥当と考える結論（審判）を提示します。その審判に誰も異議がなければその審判は確定し、判決と同様の効力を持ちます。

他方、審判内容に異議がある当事者がいた場合、その当事者は審判の見直しを求め、高等裁判所に対して上訴することができます。

この家事審判の上訴の手続きを抗告といいますが。

私たちが作った書籍は、この抗告を行う際に必要となる抗告申立書のモデル文例を、事件の種類ごとに取りまとめたものです。

執筆作業には当事務所のほぼ全弁護士が参加し、出版まで約2年間を費やしました。

弁護士が3人一組の班に分かれ、各班ごとに10本弱の項目を担当し、元高裁裁判長の林醇弁護士の監修の下、杉野、辻、私の3名が編集担当として原稿の取りまとめや校閲作業を行いました。



家事事件そのものはごく身近に起こる紛争です。しかし、抗告してまで争うことは少な

り、絶対的真理というものが存在し、それが法律になっていると評することも難しいと思います。

社会の中で暮らす誰もが、法律と切っても切れない生活を送っています。法律の見え方は立場によって異なると思いますが、時には、法律とは何かと考えてみるのも面白いものです。

田植え見学



弁護士
林 友宏

食事会で知り合った方のご厚意によって、2024年4月のある土曜日、勉強会のメンバーと千葉県香取市で田植えを見学させていただきました。私の祖父は、長年、農家として、お米を作っていました。20年以上前に農家を引退しており、田植えを目の前で見ると、今回が初めての経験でした。

当日、現地に到着したときには、すでに小さな苗でいっぱいになった専用の箱がいくつか用意されていました。農家の方のお話によると、田植えに先立って、種もみを専用の箱にまいた後、ビニールハウスの中で約1か月間、小さな苗になるまで育てるそうです。そして、小さな苗まで育った後に、田植機で田んぼに植えるのが、私たちが普段イメージする田植えです。

く、家事審判関係の法律は、日常業務で頻繁に目にするというものではありません。そのため各弁護士とも、日ごろは馴染みの薄い関連法規と格闘しつつ、裁判例や参考文献を漁り、時には班の内外で意見を戦わせながら執筆に勤しみました。

やっとの思いで仕上げた原稿が、あちこちミスを指摘されて出版社から突き返され、修正して出し直し、またミスを指摘されて出し直し、ということは何度も繰り返しました。出版社の担当者さん、ご迷惑をおかけしました。

そのおかげで、この書籍の編集作業をする中で初めて知ったことも多々ありました。本当に良い勉強になったと思います。

この書籍は一般向けというわけではありませんが、もし機会がありましたら、一度手に取ってみて頂ければ幸いです。よろしくお願い致します。

法律とは何か



弁護士
三好 吉安

皆さんは、現在放映中のNHK朝の連続ドラマ小説「虎に翼」をご覧になっていますか。日本初の女性弁護士の一人である三淵嘉子氏をモデルにしたドラマであり、私も楽しく拝見して

伺った田んぼでは、田植機を使って田植えがなされていました。田んぼの中で、田植機では田植えをすることができない場所があります。例えば、田んぼの隅は、構造上、田植機による田植えをすることが難しく、この部分は、人が手で田植えをすることになります。そして、田植えを効率的に行うためには、人が手で田植えをする範囲をできるだけ狭くして、田植機で広い範囲の田植えをする必要があります。田植機で苗を植えることのできる範囲（列）が決まっているので、田植機で、田んぼの中のどのルートを通るのが一番効率的なのかを考えながら田植えがされていました。田植機で苗を植える列の数、田んぼの中を通るルートが緻密に計算された上で、田植えをされていたのが印象的でした。

農家の方によると、最近、夏が暑いので、稲刈りの時期が早まっていて、お盆過ぎには、稲刈りをするというお話でした。台風シーズン前に稲刈りができるのはメリットということでしたが、夏が暑くなっているのは、地球温暖化の影響ではないかと少し心配になりました。

今回、田植えを見学するという貴重なご縁をいただいたので、今後の稲刈りも、是非、見学・体験させていただき、収穫した美味しいお米を食べる機会があると良いなと今から期待しています。

1年後に迫った大阪・関西万博



弁護士
渡部 真樹子

2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）の開催が来年に迫ってきました。2025年4月13日から10月13日までの間、大阪府大阪市夢洲地区で「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催の予定です。

パビリオン出展予定国の参加辞退や、建設資材や人件費の高騰を原因とする予算の増額など、開催前に生じた不安要素もありますが、万博を通じて関西地域経済の活性化や、国際社会での日本の存在感向上、最新技術の展示による技術発展への貢献などが期待されています。

1 万博のはじまり

さて、世界最初の国際博覧会は、1851年英国ロンドンで開催されました。博覧会は好評を博し、産業革命を背景に「世界の工場」となった英国の威信を世界に示す絶好の機会となったと言われています。

日本が初めて国際博覧会に公式出品したのは、1867年のパリ万博です。パリ万博では、江戸幕府からの出品とともに、薩摩藩・佐賀藩も出品をしました。これらの出品にあたっては、幕府の意思に反し、薩摩藩が独自の展示

区画を獲得しようとするなど、幕末の幕府と薩摩藩等との緊張関係が、そのままパリ万博での外交問題として再現される形となりました。そのせめぎ合いの様子が、渋沢栄一を主人公とした大河ドラマ「青天を衝け」で取り上げられたことも記憶に新しいところです。

2 国際博覧会条約

初期の国際博覧会の成功を受け、その後、19世紀末から20世紀初頭にかけて、多くの国が、産業振興や貿易促進の場にしたと次々に博覧会を開催するようになりました。一方で、開催数が増えたことにより、主催国や参加者への負担が重くなり、また、特定地域や個人の利益のために開催される博覧会が登場するなど、乱立気味の博覧会に一定のルールを設けるべきとの機運が高まりました。

このような要請を受け、1928年「国際博覧会に関する条約」が採択され、日本を含む31か国が調印しました（ただし日本の批准は1964年）。また、国際博覧会条約の成立を機に、博覧会国際事務局が設立され、現在は170の国と地域が加盟し、万博が国際博覧会条約に則り開催されるよう監督しています。

国際博覧会に関する条約には、博覧会の定義、開催に関する条件、開催者及び参加国の義務などが定められています。

実は、博覧会は、条約の定めにより、国際博覧会に登録博覧会と認定博覧会の2種類に区別されています。登録博覧会とは、開催期間が6

週間以上6か月以内で、2つの登録博覧会には少なくとも5年以上の間隔を置かなければならないとの規定があります（第3条）。一方、認定博覧会は、開催期間が3週間以上3ヶ月以内で、認定博覧会は2つの登録博覧会の間に1回だけ開催できるといった制約があります（第4条）。これまで日本で開催された博覧会のうち、1970年の大阪万博と2005年の愛・地球博が登録博覧会（1970年当時は一般博覧会との名称）、1985年のつくば万博と1990年の国際花と緑の博覧会が認定博覧会（当時は特別博覧会との名称）として開催されました。

開催地は、博覧会国際事務局加盟国の投票で決まります。決定のルールは以下のとおりです。
(1) 1回目の投票で、候補地の一つが投票総数の $\frac{2}{3}$ を獲得した場合は開催地決定。 $\frac{2}{3}$ 以上獲得した候補地がない場合は、最も得票数が少なかった候補地が落選。2回目以降も同様。
(2) 2候補による決選投票になった場合は、過半数の票を得た候補地に決定。

3 大阪・関西万博

2025年国際博覧会については、2018年第164回博覧会国際事務局総会において、開催国選挙が行われ、日本（大阪）は、ロシア（エカテリンブルグ）、アゼルバイジャン（バクー）とともに候補地として臨み、第一回投票・決選投票を経て、開催地に選ばれ、登録博覧会として行われます。

公式キャラクターと二次創作



弁護士
恋田 剛

1 皆様は「ミyakumiyak」をご存じでしょうか。「ミyakumiyak」とは大阪・関西万博（以下「万博」）のさらなる周知と機運の醸成のための公式キャラクターです。青色と赤色のカラーリングですが、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」）の説明によれば、「細胞と水がひとつになったことで生まれた、ふしぎな生き物。その正体は不明。赤い部分は『細胞』で、分かれたり、増えたりする。青い部分は『清い水』だそうです。協会の公式サイトでは、より一層、万博に関心を寄せてもらうために、一定のルールのもと、「ミyakumiyak」に関する二次創作の利用許諾を行うこととし、そのルールを二次創作ガイドライン（以下「本ガイドライン」）として定めています。

2 そもそも「二次創作（物）」とは厳密には法律用語ではありませんが、著作権法には、「二次的著作物」という似た用語があります。「二次的著作物」とは、元々ある著作物（以下「原著作物」）を、翻訳し、編曲し若しくは変形し、又は脚色し、映画化する等の翻案行為によって創作した著作物をいうと定義されています。た

だ、大きな変更を加えて全くの別物になったような場合はこれにあらず、あくまでも原著物の表現の特徴的な部分が残っている（作品に触れた人がその特徴を感じ取ることができる）ものが二次的著作物とされます。

二次的著作物の保護は、その原著物の著作権者（以下「原著作者」）の権利に影響を及ぼさないこととされ、さらに、原著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作権者（以下「二次的著作権者」）と同じ権利を有することとされています。要するに、原著物の特徴的な表現が残っている二次的著作物である限りは、自分で作った作品であるからといって、当該二次的著作物をインターネットでアップロードしたり、印刷して他人に譲渡したりする行為は、基本的には原著作者の権利を侵害するおそれがあり、原著作者から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があります（なお、著作権者は、自らの著作権を他人に譲渡することも可能ですので必ずしも著作権者≠著作権者とは限りませんが、説明を簡略化するため、著作権者≠著作権者という前提とします）。

3 世間では、漫画やゲームのキャラクターのファンアートや同人誌等、既存の表現物を翻案して作成された二次的著作物が多数存在していますが、実際はこのようなファンアート等が活発化することで、作品がより盛り上がり、ひいては創作活動の推進や文化の発展につながる可能性も否めないように思われます。

もつとも、これらの行為は、原著作者の承諾がない限り、著作権法違反となる可能性があります。また、(二次)創作活動が萎縮するおそれがあります。そのため、出版社やゲーム制作会社等では、二次創作ガイドラインによって二次創作のルールを明示し、当該ルールの範囲内であれば創作・利用を許諾すること等を公表している場合があります。本ガイドラインも、これらと同様、協会がルールを明示し、二次創作の萎縮を防ぎ、むしろ「ミyakumiyak」のファンアート活動等を促進しているものと考えられます。

4 この記事には、可愛い「ミyakumiyak」のイラストがどこにもありません。具体例として気の利いたイラストを描いて載せたかったところですが、本ガイドラインによれば、二次創作物の利用許諾は、個人又は法人格のない団体に対してのみ行うこととされ（企業・法人については、個別の問い合わせを要することとされます）、「轍」は弊所（弁護士法人）が事業活動の一環として発行するものですので、残念ながら直ちに利用許諾が認められる場面ではないため、掲載を避けた次第です。皆様も、「ミyakumiyak」の利用に関心をお持ちの場合は、本ガイドラインを一度ご確認ください。



弁護士
越知 覚子

大阪万博では、会場の建設費が当初の1.9倍になっているとの報道がありました。万博に限らず、ここ数年、建築コストの上昇が問題となっております。さまざまな要因があると考えられますが、やはり、新型コロナウイルス感染症や海外情勢の影響を受け、労務費や原材料費が上昇を続けていることが大きな要因であることは間違いありません。

公正取引委員会は、令和3年以降、中小企業において賃上げの原資を確保するためには、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等上昇分を適切に転嫁できることが重要であるとし、適正な価格転嫁の実現に向けて、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず

ず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独禁法で禁止される「優越的地位の濫用」(独禁法2条9条5号) または下請法で禁止される「買ったたき」(下請法4条1項5号)に該当する恐れがあるとしています。

特に昨年は、原材料費やエネルギーコストに比べ労務費の価格転嫁が進んでいないという実態調査を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されました(令和5年11月29日)。

当該指針によれば、「事業者は、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを明確に認識」しなければならぬとし、その上で、発注者及び受注者が「採るべき行動/求められる行動」として12の行動を示し、これに沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害する恐れがある場合には、公正取引委員会において独禁法及び下請法に基づき厳正に対処して行くとの方針を明示いたしました。12の行動の概要は下記に記載する表のとおりです。

発注者の行動指針のみならず、受注者の行動指針も示しているところが特徴的と思われる。

価格転嫁を推進すれば、建築コストが増えてしまい、当初予算をオーバーしてしまうという事態に陥りますが、原材料費やエネルギーコスト

1 発注者として採るべき行動/求められる行動	
行動①: 本社(経営トップ)の関与	
行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施	
行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること	
行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと	
行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと	
行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること	
2 受注者として採るべき行動/求められる行動	
行動①: 相談窓口の活用	
行動②: 値上げ根拠資料として公表資料を活用	
行動③: 値上げ要請のタイミングを図る	
行動④: 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示	
3 発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動	
行動①: 定期的なコミュニケーション	
行動②: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管	

トの上昇のみならず労務費についても、今後も上昇すると想定されており、これらのコスト上昇分についての適切な価格転嫁は、日本経済全体の課題ともいえます。

適正な価格転嫁においては、発注者・受注者双方の歩み寄りが必要であり、双方が対等な取引先すなわちパートナーであるという前提で十分なコミュニケーションを図ることが重要な鍵になると思われます。

カジノ規制のあり方



弁護士
森 瑛史

令和4年4月に大阪府が国土交通大臣に対して申請していた特定複合観光施設(IR)区域整備計画が、令和5年4月14日に認定され、大阪市にIRが設置されることが決定しました(2029年開業予定)。これにより、日本国内においてはじめてカジノが開業されることとなりますが、カジノといえば、典型的な賭博場であり、そこでの遊技は賭博行為に当たるところ、日本国内においては、賭博場の設置、賭博行為は犯罪として刑法上禁止されています(刑法185条等)。

ただ、ご承知のように、日本国内において賭博行為が一切行われていないかという点でそうではなく、すでに競馬、競輪、富くじなどの公営競技等が存在しています。これらの遊技は賭博行為に該当するものの、特別法を根拠として(競馬法、自転車競技法、当せん金付証券法等)違法性が阻却されており、同様にカジノに關しても、IR区域整備法を根拠として、違法性が阻却されています(同第39条)。

理論面だけでいえば、今回のカジノの件を含め、特別法によって許容されている賭博行為は、刑法第35条の正当行為として違法性が阻却

され、犯罪にはならないという理解になります。が、いくら特別法とはいえ、刑法が賭博行為を犯罪と規定している趣旨を没却するような立法がなされてしまうと、法秩序全体の整合性を害し、かえって法令に基づかない賭博行為についても違法性が阻却されるとの主張にもつながりかねません。そのため、賭博行為を許容する特別法の制定にあたっては、刑法が賭博行為を犯罪とする趣旨を没却しないよう、①目的の公益性、②運営主体等の性格、③収益の扱い、④射幸性の程度、⑤運営主体の廉潔性、⑥運営主体への公的監督、⑦運営主体の財政的健全性、⑧副次的弊害の防止等の諸点を総合的に考慮した制度設計が取られています。

なお、今回のカジノ規制に關し、重大な課題の一つとして挙げられているのがギャンブル依存症対策であり(⑧の観点)、現在予定される具体的な対策の在り方としては、(1)ゲーミングに触れる機会の限定、(2)誘客時の規制、(3)厳格な入場規制、(4)カジノ施設内での規制、(5)相談・治療につなげる取組を行うという形で、カジノ施設入場前、入場後、施設内といった側面から重層的・多段階的な対策が制度的に予定されています。

すなわち、(1)の観点では、国内IR区域数を上限3箇所まで、カジノ施設の数各IRに1施設に限定し、またカジノ遊戯ができる区域の規模をIR施設の延べ床面積の3%まで等とされています。

(2)の観点では、広告勧誘規制(IR区域外に

おけるビラ配布の禁止等)、カジノ行為関連景品類規制(善良の風俗を害するおそれのある景品類の提供を禁止)が定められています。

(3)の観点では、カジノ施設への入場回数を7日間3回まで、28日間10回までに制限し、また、マイナンバーカード等による厳格な本人確認を要求し、入場料として1回6,000円を賦課するものとされています。

(4)の観点では、チップの交付等時の支払手段の限定、クレジットカードの利用規制、チップの譲渡等の防止・禁止、カジノ関連機器等の規制、利用者に対する貸付規制、ATM設置の禁止等がとられています。

(5)の観点では、本人・家族等の申出、あるいはカジノ施設の利用が不適切と認められる者に対する利用制限措置等が採用されています。以上のように、カジノ施設の国内設置は、種々の規制を伴っており、ギャンブル依存症対策についても、上記のような重層的・多段階的な対策が予定されています。しかし、既存の公営競技等に関してもギャンブル依存症対策は依然として重大な課題であることを考えると、今回のカジノ規制の厳格な運用とともに適宜適切な検証、有益なものについては他の公営競技等への採用等も検討されるべきところと存じます。



弁護士
柴田 大樹

1 大阪万博において、自動運転バスの走行が予定されています。大阪市によると、令和4年12月に大阪市自動運転バス実装協議会を発足し、3つのルートを対象として、自動運転バスの実装に向けた取組を進めているとのこと

自動運転の段階はレベル0(運転自動化なし)、レベル1(運転支援)、レベル2(部分運転自動化)、レベル3(条件付き運転自動化)、レベル4(高度運転自動化)、レベル5(完全運転自動化)の各段階に分かれます。大阪万博では、レベル4、すなわち運転者がいない状態での運行が予定されています。

また、令和4年4月には、レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転(特定自動運行)を可能とする道路交通法の改正がなされ、昨年4月から施行されています。これにより、特定自動運行を行うとする場所を管轄する都道府県公安委員会に経路等を記載した特定自動運行計画等を提出し、許可を受けることにより、運転者がいない状態での自動運転を行うことが可能となりました。

2 ところで、交通事故が発生した場合には、別途民事上の賠償義務が問題となります。交通事故の被害者が加害者側に対して賠償を請求する際、不法行為責任(民法709条)の他に人身損害について運行供用者責任(自賠法3条)を追及するのが一般的です。

運行供用者とは、自己のために自動車を運行の用に供する者をいい、自動車の運行についての支配権(運行支配)とそれによる利益(運行利益)が帰属する者のことをいいます。

自賠法3条は、交通事故の被害者の救済を目的として、運行供用者及び運転者に過失がなかったことに加え、被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと、自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと、という3つの要件についての立証責任を運行供用者に負わせています。運行供用者が当該3要件の充足を立証することは極めて困難であり、運行供用者は事実上の無過失責任を負っていると言われます。

3 ここで、自動運転車両が運行中に、交通事故が発生し傷害を負った場合に、被害者は誰を相手方として損害賠償を求めべきかという問題が生じます。

この点については、国土交通省が自動運転における損害賠償責任に関する研究会において、平成30年3月にとりまとめた「自動運転における損害賠償責任に関する研究会報告書」が参考になります。

同研究会報告書では、自動運転システム利用中の事故における自賠法の「運行供用者責任」をどのように考えるかという論点に関し、「自動運転でも自動車所有者、自動車運送事業者等に運行支配及び運行利益を認めることができ、運行供用に係る責任は変わらないこと」、「迅速な被害者救済のために運行供用者に責任を負担させる現在の制度の有効性は高いこと」等を理由として、当面の過渡期においては、自動運転システム利用中の事故により生じた損害についても従来の運行供用者責任を維持しつつ、保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討することが適当であるとしています。

この見解に従うならば、人身損害の被害者は当面、従来どおり運行供用者に対して賠償を求めていくということになると思われます。

他方、同研究会報告書では、今後の自動運転技術の進展に併せて、これまで一般的なものとして考えられてきた注意義務の内容が変容していく可能性にも言及しています。

4 自動運転が普及し運転の主体が人からシステムに代わることにより、従来の責任論がそのままの形では妥当しなくなる可能性がありますので、今後の議論の集積が待たれるところです。

改正法

嫡出推定制度の見直し



弁護士
深谷 祐

1 はじめに

令和4年12月10日に、民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号)が成立し、そのうち、嫡出推定制度の見直し等に関する規定が令和6年4月1日から施行されました。

以下では、嫡出推定制度の見直しに関する主な改正点をご説明します。

2 嫡出推定に関する改正

(1) 300日問題

民法では、婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定される旨、また、婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定される

旨が定められています(民法772条1項、2項。これを「嫡出推定」といいます)。そのため、従前の制度では、離婚後300日以内に生まれた子は、前夫との婚姻中に懐胎したものと推定され、前夫の子と推定されます。

この制度下では、前夫の子と推定されることを避けるため、離婚後300日以内に生まれた子の出生届が提出されず無戸籍児が発生する事態が社会問題となっていました。

(2) 女性の再婚禁止期間

また、婚姻後200日を経過した後に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定され(民法772条2項)、前夫との離婚後100日以内に妻が再婚した場合、当該再婚から200日経過後、かつ離婚成立から300日以内に子が生まれる事態が生じ、当該子について、前夫と再婚した夫に関する嫡出推定が重複します。従前の制度では、この事態を回避するために、女性に離婚後100日間の再婚禁止期間を設けていました。

(3) 改正内容

この度の改正(以下、改正後の規定を「新民法」といいます)では、子の出生までに複数の婚姻がある場合、直近の婚姻における夫の子と推定される旨の規定が追加されました(新民法772条3項)。これにより、離婚後300日以内に生まれた子であっても、その間に妻が再婚していれば、その子は前夫ではなく新しい夫の子として推定されます。

また、この改正により、離婚後100日以内に妻が再婚した場合であっても、前夫と再婚後の夫について嫡出推定が重複する問題は生じなくなりました。そのため、女性の離婚後100日以内の再婚禁止期間は撤廃されました。

3 嫡出否認の訴えに関する改正

(1) 嫡出否認権者の限定

嫡出推定を覆す方法としては、嫡出否認の訴えとい

う制度があります。

従前の制度では、嫡出否認権者は夫に限られており、夫から子又母に対して嫡出否認の訴えを提起してもらう必要があります。さらに、嫡出否認の訴えの出訴期間は、夫が子の出生を知った時から1年以内とされていました。

そのため、上記出訴期間内に夫の協力が得られなければ、上記制度を利用することはできませんでした。

(2) 改正内容

今回の改正により、子又は母も嫡出否認の訴えを提起できるようになりました(新民法774条1項3項)。加えて、上記2の改正に伴い、新民法の定めによって新しい夫の子と推定される場合、前夫も嫡出否認の訴えを提起できるようになりました。

また、嫡出否認の訴えの出訴期間は、各否認権者が子の出生を知った時(子については出生の時)から、原則3年以内に伸長されました(新民法777条)。

4 最後に

この度の嫡出推定に関する改正により、前夫との子と推定されることを避けるため、出生届を提出せず無戸籍児が発生するという問題は相当程度解消されることになると見込まれます。

もっとも、前夫と離婚した後に、母親が再婚しておらず、別の男性と事実婚関係になっているような場合には、依然として、離婚から300日以内に生まれた子供については前夫との間で嫡出推定が働きます。そのため、今回の改正でも、無戸籍児の問題が完全に解消されたものではなく、改正法の運用をしていく中で、今後さらなる法改正が必要となることも考えられます。



デジタルプラットフォームのアルゴリズム変更について



弁護士
辻 映穂

1 はじめに

皆様は、「食べログ」という飲食店プラットフォームをご存知でしょうか？

「プラットフォーム」とは、端的に言えば、事業や取引の行われる「場」のことです。

若い世代を中心に、今や「食べログ」は飲食店を探し、予約する際に必ず利用するツールとなりつつあります。

「食べログ」では飲食店ごとに評点が付されています。私たちはその評点にも大いに影響を受けつつ、画面をスクロールして飲食店を探すこととなりますが、その評点の基準は何なのでしょう？
「食べログ」に口コミを投稿した人の評点の平均かと思いきや、実は、そう単純なものではありません。「食べログ」運営事業者が設定したアルゴリズムにしたがって評点が算定されています。

メディアでも取り上げられましたが、先日、焼肉・韓国料理チェーン

められないとして、本件アルゴリズムの使用差止め請求については棄却しました。)

しかしながら、控訴審である大阪高等裁判所は、本件変更は「優越的地位の濫用」及び「取引条件等の差別取扱い」ともに該当しないとし、本件アルゴリズムの使用差止め請求だけでなく、不法行為に基づく損害賠償請求についても棄却しました。

控訴審は、本件変更の目的について、「食べログ」投稿者がステマや実際の飲食体験に基づく口コミを多数投稿するなどの方法によって影響度を不正に取得したり、悪用したりすることによって意図的に評点を操作することを防止し、評点の算出の問題を改善して一般消費者の評点に対する信頼を確保するという合理的なものであったと認定し、本件アルゴリズムは定期的に見直されるものであることが予定されており、それに伴って評点変動することは、「食べログ」上において既に公開されており飲食店もアルゴリズム変更による評点の上下は予測可能であったことなどを理由に、独占禁止法上制限される「優越的地位の

ン店を展開するXが、「食べログ」を運営するYに対し、Yが「食べログ」において飲食店ごとに掲載される評点を算出するためのアルゴリズム（以下「本件アルゴリズム」といいます。）を、チェーン店の評点を下方修正するよう変更したこと（以下「本件変更」といいます。）が、独占禁止法上制限されている「取引条件等の差別取扱い」又は「優越的地位の濫用」に該当するなどとして、本件アルゴリズムの使用差止めを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求として約6億4000万円の支払いを求めるといふ事案がありました。

2 独占禁止法による規制

独占禁止法の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」です。

事業者同士が市場の中で競争をすれば、事業者はより安くて質の高い商品サービスを提供しようとするので、事業者同士の競争は商

4 デジタルプラットフォーム規制について

上記の事例では、控訴審において、「食べログ」運営者であるYには独占禁止法上の違反はないとして、逆転勝訴となりました。もっとも、Yによる本件アルゴリズムの変更によって、飲食店に多少なりとも影響が生じたのは事実と言わざるを得ないでしょう。

近年、デジタル技術を用いた取引が利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させおり、中でもデジタルプラットフォームは重要な役割を担っています。売り手は独自の販売網を持たずとも、デジタルプラットフォームを通じて顧客にアクセスできますし、買い手もプラットフォーム内で幅広い商品・サービスを選ぶことができます。

他方、デジタルプラットフォーム運営者は、そのプラットフォーム内におけるルールを自由に定めることができるため、独占・寡占のおそれがあります。また、デジ

品・サービスを購入する消費者の利益につながります。他方、公正な競争が阻害される状況では、そうした市場競争原理は働かず、消費者が不利益を被る可能性があります。そこで、公正な競争を失わせるような事業者の行為を禁止し、消費者の利益を確保し、国民経済の健全な発展を図るために独占禁止法が制定されました。

上記の目的から、独占禁止法では、主だったものでいえば「私的独占」、「不当な取引制限」、「不正な取引方法」という3つの行為を規制しています。

「私的独占」とは、簡単に説明すると他の事業者を市場から排除したり、他の事業者を支配することと市場での競争を制限したりすることです。

「不当な取引制限」とは、簡単に説明すると他の事業者と協力して市場での競争を制限する行為のことで、典型的なものとしては価格カルテルが挙げられます。

「不正な取引方法」とは、取

タルプラットフォームが巨大化すればするほど、デジタルプラットフォーム運営者は多くの個人情報や利用情報を集約し、プラットフォーム運営者とプラットフォーム利用者との格差が更に広がることになりかねません。

そこで、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が令和2年6月3日に公布され、令和3年2月1日に施行されました。

同法では、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象としています。

現在、「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定されているのは、「アマゾンジャパン合同会社」、「楽天グループ株

引の態様として、公正な競争を阻害するおそれのある行為のことで、不正な取引方法には独占禁止法で規定されているものと、公正取引委員会の告示によって指定されているものがあります。上記の事案で問題となった「取引条件等の差別取扱い」は公正取引委員会の告示によって規定されているものであり、「優越的地位の濫用」は独占禁止法で規定されているものです。

3 裁判の行方

大阪地方裁判所は、本件変更は「優越的地位の濫用」に該当するとし、Yに対し、本件変更と相当因果関係が認められる営業損害として3840万円の損害賠償を命じました（他方、本件変更後の本件アルゴリズムが今後も適用され続けることを前提としても、原告がこれによって被る上記の金銭的損害をもって、原告に、独占禁止法24条所定の『著しい損害を生じ、又は生ずるおそれ』があるとは認

式会」、「LINEヤフー株式会社」、「Apple Inc. 及び iTunes 株式会社」、「Google LLC」及び「Meta Platforms, Inc.」です。

同法に基づき、特定デジタルプラットフォーム提供者は、商品等提供利用者・商品等提供利用者へのプラットフォーム提供条件等の開示義務、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を実施する義務、経済産業大臣への報告書提出義務を負っています。

5 最後に

今回は、独占禁止法違反が問題となった注目裁判例をご紹介するとともに、デジタルプラットフォーム規制について解説させていただきました。

独占禁止法やデジタルプラットフォーム規制の違反行為によって不利益を被っている場合、公正取引委員会や経済産業省に申告することがあります。弊所では、そうした申告についても対応させていただきますので、お悩みの際は、是非ご相談ください。

商標法におけるコンセント 制度の導入について



弁護士
甲斐 一真

1 はじめに

令和5年6月7日成立の改正商標法（令和5年6月14日公布、以下「本改正法」）において新たに導入された「コンセント制度」が、令和6年4月1日より施行されました。

本稿では、この「コンセント制度」について、その概要を解説します。

2 改正の経緯

商標法では、登録を受けようとする商標（以下「後行商標」）について、「当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務…又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をする」場合、すなわち、後行商標について、これと同一又は類似する出願日以前の他人の登録商標（以下「先行登録商標」）が存在する場合、後行商標は、商標登録を受けることができないとされています（商標法（以下「法」）4条1項11号。先行する商標出願が存在する場合については、法8条1項。）。

これまで、この理由により後行出願の登録が拒絶される場合の対応の一つとして、先行登録商標の商標権者に、後行商標を商標登録してもらった後、その譲渡を受けるという、いわゆる「アサインバック」による方法が取られていました。

他方で、海外においては、先行登録商標の商標権者の同意がある場合には、これと同一又は類似する後行商標についても商標登録を認めるコンセント制度を導入している国が存在していました。

上記のアサインバックによる方法では、権利の一时的な移転によるリスクや、金銭的・手続的負担があり、また、海外との取引においてアサインバックによる方法の説明が困難であるといった事情から、日本においても、コンセント制度の導入が求められていたところ、本改正法により、法4条4項が追加され、かかるコンセント制度が導入されることとなりました。

3 コンセント制度の概要

(1) 概要

法4条4項では、後行商標について、これと類似する先行登録商標が存在する場合（4条1項11号）に該当する場合であっても、「その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがない」場合、すなわち、①出願人が先行登録商標の商標権者（以下、併せて「両者」）からの承諾を得ており、かつ、②先行登録商標と後行商標との間で混同を生じるおそれがないときには、同条1項11号の適用を排除すると規定されています。



（経済産業省 HP より引用（<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/index.html>））

(2) 「混同を生じるおそれ」について

要件のうちの「混同を生じるおそれ」は、先行登録

商標と後行商標における指定商品・指定役務のうち、両者において、現に使用し、又は、使用する予定の商品・役務との間において判断されることとなります。

上記の「混同を生じるおそれ」は、後行商標の使用により先行登録商標の商標権者の出所であると誤認する場合（狭義の混同）だけでなく、両者の間に経済的・組織的に何らかの関係があると誤認する場合（広義の混同）を含むとされ、また、登録査定の際だけでなく、将来にわたってもこのおそれが生じないことが必要であるとされています。

また、「混同を生じるおそれ」の判断にあたっては、両商標の類似性の程度、周知性等の他に、「商標の使用態様その他取引の実情」も考慮されることとされており、その具体例としては、常に社名・社表等の他の商標と併用していること、商標を付す商品についての価格帯、販売方法、販売地域が両者で異なること、両者で合意された混同の生じるおそれを認めた際の混同の防止解消の具体的な措置があること等があげられています。

加えて、「混同を生じるおそれ」が将来にわたっても生じないことを肯定する方向に考慮できる事情として、出願時に前提とされた事情（常に社名を併用する、商品の市場を異にする等）が、将来にわたって変更しないことが合意されている場合や、証拠からこのことが認められる場合があげられています。

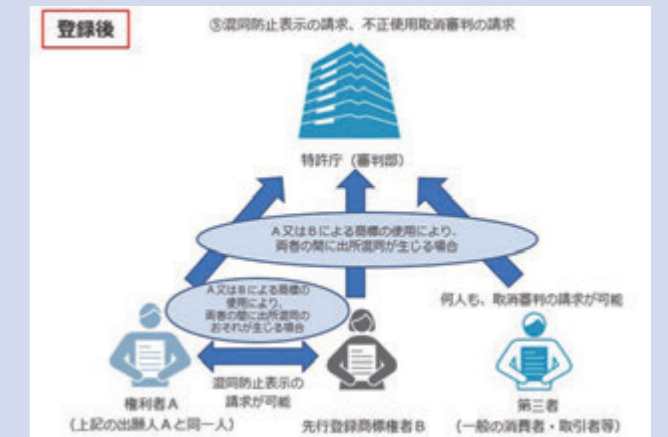
上記のより具体的な運用等については、改正法の施行に併せて改正された「商標審査基準」及び「商標審査便覧」をご参照ください。

なお、現時点では、特に「混同を生じるおそれ」の判断に関し、「商標審査基準」等の記載内容を参酌せざるを得ませんが、将来的には、インターネットで産業財産権情報の検索・閲覧が無料でできるサービス「J-PlatPat」において、法4条4項の適用により登録された商標も検索可能になる予定とされていますので、かかる機能の実装後は、該当する商標を分析・検討することで、判断基準等について精緻化されていくものと思われま。

4 コンセント制度導入に伴う他の改正

本改正法では、上記のコンセント制度導入に伴い、

先行登録商標の商標権者と当該制度により登録された後行商標の商標権者との関係において、一方が他方から利益を害されるおそれが生じた場合に一方の商標権者が他方の商標権者に対して混同防止表示請求を行うこと（法24条の4第1号及び第2号）ができることとされ、また、一方が登録商標を不正競争の目的で混同を生じさせる使用をした場合は、誰でもその商標登録に対する不正使用取消審判請求を行うこと（法52条の2第1項）ができることとされました。



（同上）

また、不正競争防止法においても、先行登録商標とコンセント制度により登録された後行商標との関係において、いずれかの商標が周知又は著名となった場合であっても、当該商標の権利者が不正の目的でなく、その商標を使用する行為については、不正競争行為に該当しないこととする旨の改正が行われています（不正競争防止法19条1項3号、同条2項2号）。

5 最後に

本改正法によるコンセント制度の導入は、今後の商標の出願戦略においても、大きな影響を与えるものと考えられますので、その動向には引き続き注意が必要です。

弊所では、商標の出願戦略に関するアドバイスを含む知的財産対応について、所内の知財チームにおいて対応を行っていますので、コンセント制度を含む、知的財産に関するお困りごとがありましたら、いつでもお気軽にご相談下さい。

超高齢社会と法律

連載



弁護士
犬飼 一博

成年後見制度とは？

内閣府が公表している平成29年度高齢者白書によると、2012年は認知症患者数が462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人でしたが、2025年には約5人に1人が認知症になるという推計もあります。認知症の一番の要因は加齢にあるため、超高齢社会で暮らす私たちにとっては、避けては通れない問題です。

例えば、認知症に罹患して判断能力が低下した場合、預貯金を管理する、介護サービスや施設入所に関する契約を締結する、遺産分割協議を行うなどの行為を十分に理解して行うことが難しくなります。このような判断能力が不十分な方を保護し、生活全般にかかる必要な意思決定を代理・支援する制度のことを成年後見制度といいます。

今回は、いくつかの事例を挙げて、後見制度についてご説明をさせていただきます。

見人、保佐人、補助人のいずれかを選任します。なお、成年後見、保佐、補助のいずれを利用するかについては、本人の判断能力の程度によって決まります。令和5年度の申立件数は約4万件であるところ、そのうち約7割が成年後見の申立となっております。なお、令和5年12月末時点の利用者数は、上記3類型の総数で約25万人となっております。

前記の兄のように、ほとんど意思疎通ができない状況にある場合、多くは成年後見人を選任することになります。成年後見人は、毎月の本人に必要な支出の計画と収入の管理、預貯金の管理・支出、年金・保険契約・自宅不動産の管理等の財産管理と、福利・医療サービスなどの利用選択と契約締結、住居やその他の生活環境の確保、生活保護や年金、各種減免の利用など所得の確保に関する身上監護を行うこととなります。

このように、成年後見人は、広範な代理権を有しているため、不適切な行為が行われていないか確認するために、定期的な裁判所への報告が必要です。また、居住用不動産の処分など、一定の行為を行う場合には、家庭裁判所の許可が必要となります。

(前記事例に続けて) 兄の成年後見人には、私
がなることは可能でしょうか。

本件のような事案の場合、遺産分割協議を行うにあたっては、兄の取り分が増えれば弟の取り分が減る、兄の取り分が減れば弟の取り分が増えるという関係性があり、兄弟間で利益相反が生じています。したがって、本件においては、弟が兄の

私は、高齢ですが、今はまだ元気に生活しています。もともと、将来的に認知症に罹患してしまう可能性もあることから、今のうちに備えておくことはできるのでしょうか。

将来、自身が認知症や精神障害等で判断能力が不十分になったときに備えて用いることができる制度が任意後見制度です。任意後見制度を利用する場合、あらかじめ委任者本人と受任者との間で、公正証書によって、任意後見契約を締結することが出発点となります。

受任者には、未成年者や本人に対して訴訟をしている者など法律上の除外事由に該当しない限りは、誰でもなることができますので、ご家族のほか、ご友人を任意後見人に選任しておくことも可能です。また、身近に任意後見人になってくれる方がいない場合、市民後見人の利用や市民後見人型のNPO法人などの法人に任意後見人になってもらうこともできます。

任意後見人の主たる仕事は、自宅の不動産・預貯金の管理などの財産の管理と、介護サービス提供機関との介護サービス提供契約の締結、医療契約の締結、入院の手続、老人ホームへの入居契約の締結などの介護や生活面の手配になります。もともと、どの範囲で権限を与えるかについては、あくまで任意後見契約が「契約」である以上、自由に設定することができます(この点が、後述す

成年後見人になることは適切ではありません。

このような場合、他の親族や弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家が成年後見人に選任されることが多いです。なお、令和5年度に申し立てられた成年後見について、親族が選任されたケースが約18%、親族以外の専門家が選任されたケースが約82%と圧倒的に上回っており、特に遺産分割のような法的手続が予定されているケースでは、弁護士が選任されることが多いかと思えます。私も、これまで、遺産分割が予定されている、多額の負債を抱えているため負債の整理が必要である、親族による経済的虐待があるといったケースで、成年後見人に選任されたことがあります。

私が運営する施設に入所していた身寄りのない
方に成年後見人が付いていましたが、突然本人
が亡くなりました。施設の費用は、今までど
おり、成年後見人に請求すればよいでしょうか。

本人が死亡した場合、成年後見人の任務はその時点で当然に終了し、成年後見人の権限は消滅します。その後の事務は、親族や相続人において対応してもらおうのが原則です。もともと、このような対応をしてくれる親族や相続人が存在しない場合に、成年後見人の立場として、實際上、施設の利用料や入院していた場合の医療費等の支払いを行わないというわけにもいかないのが実情かと思えます。

そこで、成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを

る法定後見制度とは異なります)。

上記の任意後見契約を締結した後、実際に判断能力が低下してきた段階で、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立を行うことで、効力が発動することとなります。

私には兄がいます。母は既に亡くなっていますが、この度、父が亡くなりました。父には、不動産、預金等の遺産がありますが、遺言書は作っていませんでした。

今後、兄との間で遺産分割を行う必要がありますが、兄は重度の認知症に罹患しており、ほとんど意思疎通ができない状況にあります。遺産分割を進めていくためにはどうすればよいでしょうか。

遺産分割を行うためには、自身の行為が法的にどのような結果を生じさせるのかを理解できる意思能力が必要となりますが、前記の兄は既にこのような能力を有していないと考えられます。このような場合には、法定後見制度を利用することが可能です。

法定後見制度を利用するためには、本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長、検察官などが申立人となり、家庭裁判所に申立を行う必要があります。

裁判所は、申立をされた本人の状態等を踏まえ、制度利用が必要と判断した場合には、成年後見を除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、一定の行為を行うことができます。具体的には、相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為などの「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」や入院していた際の医療費や施設の利用料などの「相続財産に属する債務の弁済」について、家庭裁判所の許可なく行うことができます。ただし、これらの費用の支出を手元現金ではなく、預貯金から払戻しを受けて行う場合には、家庭裁判所の許可が必要になりますので、場合によっては、本人の生前中に、あらかじめ死後事務に必要な費用分を預貯金から引き出しておく必要もあります。

また、遺体の引取りや火葬等を行うために葬儀業者と契約する場合や納骨に関する契約を行う場合については、家庭裁判所の許可を得て、成年後見人が行うことができます。

昨今、成年後見人が本人の預貯金を横領するというような事案も発生しており、成年後見制度に対する信頼も揺らいでいます。このような事案はもちろん言語道断で、成年後見制度は、本人が不利益を被ることなく安心して生活を送るために保護し、本人の意思を尊重した支援を行うための制度です。皆さんが安心して、成年後見制度を利用できるように社会になることを願っています。

隣接士業紹介

弁理士法人あーく事務所は、1973年に倉内特許事務所として設立され、2023年に創立50周年を迎えました。この長い歴史は、多くのクライアントの皆様から厚い信頼を得てきたことの証しであると自負しています。

「あーく」とは、円弧やアーチを表しており、円満でスムーズな業務、及び事務所とクライアントを繋ぐ懸け橋を目指していることに由来しています。

特許・商標などの知的財産を有効に活用することは、企業活動において大変重要です。また、近年の経済のグローバル化に伴い、知的財産のグローバルな保護・活用が強く求められます。

ご依頼いただいた技術案件を特許として捉えるだけでなく、意匠や商標等をも考慮して各案件を多角的に検討し、広く強い権利創設や活用を図るべく各分野の実務に習熟した専門家を有しております。

弁理士が9名(うち中国弁理士が1名)、技術、事務、図面、翻訳担当の各スタッフをあわせて総勢約40名が所属しています。

グローバル対応に関しましては、各国の代理人と直接面談して良好な関係を築いており、実際に案件を処理する担当者と連携を図りながら進めています。

特にアジア地域につきまして、創業者の倉内に引き続き弁理士の宇治が、アジアにおける知的所有権に関する代理人の国際団体であるアジア弁理士協会(APAA)の活動に参加しており、アジア地域の情報を獲得しやすい環境にあります。

ところで、新商品や知的財産と言えば「特許」という印象を受けられる方が多いかと思いますが、弊所では、「特許」のみならず、「商標」についても力を入れています。

弊所では、創業当時から国内外における商標登録に関する手続きの代理をさせて頂いており、この50年間で出願を代理した国は、120カ国以上に及びます。近況としましては、数年前まで増加の一途をたどっていた中国の商標出願数が、昨年辺りから、やや鈍化しており、弊所のクライアントにおいても、中国以外の諸外国への出願のご依頼が増加しています。

また、国内商標に関する今年のトピックとしましては、商標法改正による「コンセント制度」の導入です。これまでは、商標を出願した際に、既に類似する商標が登録を受けている場合、その商標出願は登録を受けることができなかったのですが、この度の改正により、そのような出願でも、先に登録を受けている商標を保有する商標権者の同意を得た上で、一定の条件を

充足する場合には、商標登録を受けられるようになりました。

過去に出願したものの、類似する商標が既に登録されていたために商標登録を断念された方にも、登録の途が開けましたので、是非とも再出願をご検討ください。

このように弊所では、日々新しいことに挑戦しており、従来からの信頼感と新たな試みを融合して最適な業務遂行を目標に努めております。

梅ヶ枝中央法律事務所とは、創業者である山田先生と弊所の創業者倉内が昔から懇意にさせて頂いており、相談業務や手続きなどの実務をはじめ、勉強会や情報交換においても相互に協力関係を築かせていただいています。これに対し、心より感謝申し上げます。今後とも、この協力関係をさらに発展させるために努力してまいります。



弁理士法人 あーく事務所

所長 弁理士 倉内 義朗
副所長 弁理士 宇治 美知子 (特許担当)
副所長 弁理士 浅田 瑠衣 (商標担当)
副所長 弁理士 國富豪 (特許担当)

弁理士法人 あーく事務所
大阪市北区西天満 4-4-13 三共ビル 梅新 10 階
〒530-0047
TEL 06(6364)8128 (代)
FAX 06(6361)6903
URL : <http://www.arcpat.net>
e-mail : arcpatent@arcpat.net



大阪府地価だより

日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男



1. はじめに

会場準備の遅れも気になるところでありますが、いよいよ来年2025年4月に大阪関西万博が開催されます。そこで今回は大阪府の地価について考察したいと思います。

国土交通省は2024年の地価公示結果(価格時点:1月1日)を3月27日に発表しました。

大阪府の地価は、2023年1月1日からの1年間で、住宅地は平均変動率がプラス1.6%と3年連続の上昇となりました。また、商業地はプラス6.0%と2年連続の上昇となりました。

《公示価格》大阪府の地価動向(対前年平均変動率) (単位:%)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
住宅地	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	Δ0.5	0.1	0.7	1.6
商業地	4.2	5.0	4.9	6.5	7.7	Δ2.1	Δ0.2	2.5	6.0

コロナ前からの地価の動きをみると、コロナの影響で地価が下落したときを除き、住宅地はほぼ横ばい、商業地で上昇が続いています。もちろん、地域によって、動きに大きな違いがあります。コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、都市部を中心にオフィスや店舗の需要が回復し、働き方の変化もあり、郊外での住宅需要が拡大しています。

2024年の全国の地価は、景気が緩やかに回復している中、地域や用途により差があるものの、三大都市圏・地方圏ともに上昇が継続するとともに、三大都市圏では上昇率が拡大し、地方圏でも上昇率が拡大傾向となるなど、上昇基調を強めています。

2. 最新の大阪エリアの地価

2024年の公示地価では、大阪市は住宅地・商業地ともに上昇しています。

《住宅地》 大阪市、堺市、北大阪・東部大阪地域の一部地域など交通の利便性等に優れた住宅地の地価は上昇幅が拡大しています。特に、2024年3月に北大阪急行が延伸開業した新御堂筋沿線の箕面市の一部地域では、上昇幅が大きくなっています。「箕面市船場西1-20-9」が住宅地の上昇変動率「8.7%」と大阪府全域で最高となりました。

《商業地》 インバウンド需要の影響により飲食店が集積する大阪市中心部の商業地では、国内消費の回復もあり、地価は大幅に上昇しました。また、マンション開

発の期待が見込める商業地を中心に、ホテル需要の増加に伴う立地の良い商業地や路線商業地などでも上昇幅が拡大しています。大阪の公示価格の最高額はグランフロント大阪のある「北区大深町207番外」の1㎡当たり23,600,000円(変動率5.4%)です。

《公示価格》2024年地域別対前年平均変動率 (単位:%)

	府全域	大阪市	北大阪	東大阪	南大阪
住宅地	1.6	3.7	2.0	1.2	0.6
商業地	6.0	9.4	4.0	2.6	2.5

商業地の地価の上昇は、外国人観光客の回復によるホテル需要と、マンション開発によるものと考えられています。また、住宅地では交通の利便性等に優れた地域の地価は上昇率が大きいようです。

3. 大阪の再開発

大阪都心エリアは年々再開発により進化してきました。大阪・梅田の北ヤードでは「うめきた」駅が2023年3月に開業しました。大阪を南北に貫く鉄道新線「なにわ筋線」が2031年の開通を目指しています。湾岸エリアではIRの計画もあります。さらに、2037年にはリニアの延伸も計画されており、大規模な再開発と併せて、大阪エリアが大きく変貌する可能性があります。再開発により、地価が今後さらに上昇することも考えられます。地価が上昇しているエリアは、商業地は店舗やオフィスなど法人の需要が多く、就業人口も増加する傾向にあります。また、そのエリアに行きやすい沿線なども住宅需要の増加が予測されます。地価の動向はそのエリアの発展の指標ともなるようです。地価動向については、今後も続けて注目していきたいと思っています。

「大阪府地価だより」は地価公示結果(価格時点:1月1日)と地価調査結果(価格時点:7月1日)を公表しています。ご興味のある方はHPをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/yochi/chika/tayori.html>

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1069 (担当:座間)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

職種や業務内容を特定のものに限定する合意がある場合の配置転換命令に関する判断

最高裁判所令和6年4月26日第二小法廷判決



弁護士 森田 啓正

があったと認定しました。

しかしながら、同判決は、①福祉用具の改造に対する需要の激減により、Yは、本件配転命令のころには、福祉用具の改造・製造をやめることを決定したものであるが、年間数件程度の改造需要のために、Xを専属として配置することに経営上の合理性はないとの判断に至るのもやむを得ないから、Yのかかる決定は不当とはいえず、また、Yの総務担当者が欠員状態となったところ、福祉用具の改造・製作をやめたことに伴ってXを解雇するという事態を回避するため、Xを総務課の施設管理担当に配転する本件配転命令には業務上の必要性があること、②Xの総務課の施設管理担当の業務内容が特別な知識や経験を必要とせず、負荷も大きくないため、本件配転命令は甘受すべき程度を超える不利益をXにもたらすとまでは認められないこと、③本件配転命令に不当な動機や目的があると認め証拠はないことから、本件配転命令は権利濫用ということができず、違法無効ということもできないとして、Xの損害賠償請求を棄却しました。

(2) 控訴審判決（大阪高等裁判所令和4年11月24日判決）

控訴審判決は、本件配転命令は、Xの解雇もありうる状況の下、これを回避するためのものであり、また、総務課が欠員状態となっていたことや、Xがそれまでも見学者対応等の業務を行っていたことによれば、配転先が総務課であることについても合理的な理由があるといえ、本件配転命令に不当目的があると言い難く、違法無効とはいえないとして、第一審判決に対するXの控訴を棄却しました。

3. 判旨

Xの上告受理申立に対し、本判決は、以下の通り判断し、原判決を破棄し、大阪高等裁判所に差し戻しました。

「労働者と使用者との間に当該労働者の職種や業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合には、

使用者は、当該労働者に対し、その個別的同意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しないと解される。上記事実関係等によれば、上告人（注：X）と被上告人（注：Y）の間には、上告人の職種及び業務内容を本件業務に係る技術職に限定する旨の本件合意があったというのであるから、被上告人は、上告人に対し、その同意を得ることなく総務課施設管理担当への配置転換を命ずる権限をそもそも有していなかったものというほかない。」

4. 解説

(1) 配転命令とは

配転命令とは、使用者の労働者に対する職務内容を変更する命令のことをいいます。配転命令に関し、会社の就業規則においては、「業務上の都合により配転を命じることができる」旨の定めが設けられていることが通常と思われるところ、同定めは、配転が労働者の幅広い能力の開発や雇用の柔軟性の確保等の役割に鑑み、一般的に、合理的な定めと解釈されています。

したがって、上記定めを含む就業規則が周知されていることを前提に、上記定めは、使用者と労働者との間の労働契約の内容となります（労働契約法第7条本文）。

(2) 配転命令の限界

しかしながら、かかる就業規則の定めが存在しても、使用者に無制限に配転命令が認められるものではありません。

ア 職種限定合意がある場合

配転命令が制限（違法・無効と）される場合として、労働者と使用者との間で、労働者の職種を限定する明示又は黙示の合意、すなわち、職種限定合意がある場合が挙げられます。当該合意は、「就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた」（労働契約法第7条但書）ときあたり、当該合意が労働契約の内容となり、使用者と労働者を拘束するためです。

過去の裁判例からすると、職務限定合意は諸事情を総合考慮して判断されています。また、労働者が特定の業務に長期間従事している事実のみでは職務限定合意が肯定されず、労働者が特殊な資格や技能を用いたり、高度な専門性を有する業務に従事している場合に、職種限定合意が認められやすいと一般的に考えられています。

なお、職種限定合意が認められた場合でも、例外的

に配転命令が適法・有効とされる場合があるとする裁判例（東京地方平成19年3月26日判決・判タ1238号130頁）も存在します。

以上のとおり、これまでの裁判例からすると、職種限定合意が認められるか否かは諸事情を総合考慮して判断され、また、職種限定合意があっても配転命令が適法有効とされる場合もあり、予測可能性が図られていない状況にありました。

イ 配転命令が権利の濫用に当たる場合

また、上記アの職種限定合意が認められるか否かにかかわらず、配転命令が権利の濫用に当たる場合には、当該配転命令が違法・無効となります（労働契約法第3条第5項）。

具体的に、配転命令に業務上の必要性が存在しない場合、又は、業務上の必要性が存在する場合でも、配転命令に他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき、若しくは、労働者に通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情が存在する場合のこととされています（最高裁判所昭和61年7月14日第二小法廷判決・民集148号281頁）。

(3) 本判決の意義

上記2(1)及び(2)のとおり、第一審判決及び控訴審判決においては、XとYとの間において職種限定合意が認められるか、職種限定合意が認められる場合でも本件配転命令が権利の濫用に当たらないか、という判断がなされていました。したがって、上記4(2)アの東京地方平成19年3月26日判決のように、二段階の判断がなされていたこととなります。

しかしながら、本判決では、上記3のとおりXとYとの間において職種限定合意が認められるかのみ判断されており、本件配転命令が権利の濫用に当たらないかは判断されていません。したがって、最高裁として新たな判断を示したものと見え、実務上、重要な意義を有すると思われる。

1. ポイント

労働者と使用者との間に当該労働者の職種や業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合には、使用者は、当該労働者に対し、その同意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しない。

2. 事案の概要

労働者Xは、使用者Yとの労働契約に基づき、Yが運営する事業場にて、技術職の職種として、福祉用具の改造・製作、技術の開発などの業務（以下、「本件業務」といいます。）に従事していました。その後、Yの総務担当者が欠員状態となったこと等から、YはXに、Yの総務課の施設管理担当への配置転換を命じました（以下、「本件配転命令」といいます。）。

本件は、これに対してXが、本件配転命令は、XとYとの間でなされたXの職種及び業務内容を限定する旨の合意に反するなどとして、Yに対し、労働契約上の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案です（本事案では、XはYに対し、その他の事情を理由に、別の損害賠償請求等も行っていきますが、今回は、事案の簡略化のため、省略しています。）。

(1) 第一審判決（京都地方裁判所令和4年4月27日判決）

第一審判決は、XとYの間では、Xの職種を技術者に限るとの書面による合意はないものの、Xが技術系の資格を数多く有していること、XはYの技術職の募集に応じて採用されたこと、技術者としての業務を18年間にわたって継続していたこと、さらに、Yにおいては本件業務の外部委託は想定されていないところ、当該18年間においてXは溶接ができる唯一の技術者であったことからすれば、Xを技術者以外の職種に就かせることはYも想定していなかったはずであるとして、XとYの間に、YはXを、本件業務を行わせる技術者として就労させるとの黙示の職種限定合意

今回は、年をとると気になる認知症について概説したいと思います。
認知症は早期に診断して、進行を遅らせること、予防などが大切ですが、老化による物忘れとの鑑別はやや難しいです。老化による物忘れの場合は、人の名前が出てこない、昨日、食べたものが何であるか出てこないことはあっても、食べたこと自体は覚えています。それに対し認知症による物忘れは、食べたこと自体を忘れるなど、一連の出来事の記憶がなく、日常生活に支障が生じるようになります。

認知症の症状には認知機能である記憶の障害(物忘れ)だけではなく、時間、場所、人が判らなくなる見当識の障害などがあります。また、金銭の管理、服薬や注射の管理ができないなどの症状もあります。その他、徘徊、妄想、抑うつ、暴言などの周辺症状もあります。認知症は徐々に進行し、衣服の着脱、入浴、排せつなどに介助を要するようになり、自発性や意欲が低下し、寝たきりになります。

認知症が疑われた場合、ミニメンタルステート検査(MMSE)や長谷川式など認知機能のスクリーニング検査、生活機能質問票(DASC-8)

などを行います。また、血液検査により、認知症のリスク因子(糖尿病、脂質異常症、アルコール肝障害など)のチェックもしますが、これらはかかりつけ医でもしています。脳の画像検査(CT・MRIなど)により、脳動脈硬化症の有無や海馬の萎縮などのチェックも行います。

治療法に確立されたものは少なく、発症・進行予防が大切であり、例えば、生活習慣病(糖尿病、高血圧、脂質異常症など)の治療により、脳動脈硬化症を防ぐことが必要です。また、適度な運動、禁煙、節酒、バランスの良い食事など、日常の生活が大事となります。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談
consul@umegae.gr.jp

弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所

- 大阪事務所 / 大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074
- 東京事務所 / 東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738
- 京都事務所 / 京都市下京区室町通綾小路路上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しく願い申し上げます。

題字：藤尾 政弘
表紙写真撮影者：山田 庸男
表紙写真撮影場所：鳥取県大山

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp
辻 映穂
tsuji@umegae.gr.jp
森田 啓正
morita@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
上杉 将文
uesugi@umegae.gr.jp
日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp
杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp
久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp
深谷 祐
fukaya@umegae.gr.jp

公益財団法人 きずな育英基金

TEL 06-6364-2802 <https://kizuna-ikuei.or.jp/>

事務局 / 〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 公益財団法人 きずな育英基金

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) きずな育英基金	ざい) きずないくえいきぎん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) きずな育英基金	ざい) きずないくえいきぎん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) きずな育英基金	ざい) きずないくえいきぎん